

札幌方面東警察署告示第4号

放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）  
を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）が確認事務を行う区域  
（令和4年札幌方面東警察署告示第5号）を次のように改正し、令和5年4  
月1日から施行する。

令和5年2月22日

札幌方面東警察署長 佐藤 佳信

放置車両確認機関が確認事務を行う区域

別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり